

7 返還免除

(1) 返還免除

① 当然免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全額免除が受けられます。要件に該当された場合は、15日以内に府社協へ書類を提出してください。

■ 該当業務に5年間従事したとき(貸付要綱第14条第1号に該当するとき)

提出書類

返還免除申請書(様式16)

従事期間証明書(様式13)

貸付要綱第14条第1号

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、京都府(国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災における被災県(岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。)において業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。)内の従事先施設等において保育業務に従事し、かつ、5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあつては、3年間)引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、貸付けを受けた京都府外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入するものとする。

別表

ア	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
イ	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設 ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であつて、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であつて、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であつて、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの